



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *62 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (文化国際課)
- *63 和歌山県国際交流センター設置及び管理条例 (")
- *64 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例 (NPO協働推進課)
- *65 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 (青少年課)
- *66 和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例 (")
- *67 和歌山県軽費老人ホーム設置および管理条例の一部を改正する条例 (長寿社会推進課)
- *68 和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
- *69 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *70 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *71 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例 (医務課)
- *72 和歌山県精神保健福祉センター設置条例 (健康対策課)
- *73 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (商工労働総務課)
- *74 和歌山県勤務福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (労働企画課)
- *75 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (森林整備課)
- *76 護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *77 根来山げんきの森設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *78 和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例 (生活排水課)
- *79 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (住宅環境課)
- *80 和歌山県宮相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *81 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *82 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *83 和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例 (振興課)
- *84 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (管理整備課)
- *85 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例 (漁港課)
- *86 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例 (教育委員会)
- *87 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *88 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *89 和歌山県公立大学法人評価委員会条例 (総務学事課)
- *90 和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)
- *91 吉備町、金屋町及び清水町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 (市町村課)
- *92 和歌山県市町村合併推進審議会条例 (")
- *93 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *94 和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 (男女共生社会推進課)
- *95 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例 (定住促進課)
- *96 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- *97 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅環境課)
- *98 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *99 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *100 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県民文化会館に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 会館の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)

(2) 新たに供用を開始する会議室の利用料金の上限額を定めました。(別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県国際交流センター設置及び管理条例

1 条例概要

和歌山県国際交流センターに指定管理者制度を導入することに伴い必要な事項を定めました。

(1) センターの設置目的、業務等を定めました。(第1条～第3条関係)

(2) センターの管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

(3) 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

(4) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

(5) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

(6) 開館時間、休館日等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第12条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例

1 条例概要

和歌山県NPOサポートセンターに指定管理者制度を導入することに伴い必要な事項を定めました。

(1) センターの設置目的、業務等を定めました。(第1条～第3条関係)

(2) センターの管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

(3) 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

(4) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

(5) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

(6) 開館時間、休館日等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第12条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県立青少年の家に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 青少年の家の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

オ 休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第12条関係)

(2) 青少年の家に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第13条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例

1 条例概要

和歌山県青少年活動センターに指定管理者制度を導入することに伴い必要な事項を定めました。

- (1) センターの設置目的、業務等を定めました。(第1条～第3条関係)
- (2) センターの管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
- (3) 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
- (4) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
- (5) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
- (6) 開館時間、休館日等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第12条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県軽費老人ホーム設置および管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県軽費老人ホームに指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- (1) センターの管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
- (2) 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
- (3) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
- (4) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
- (5) 利用の許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条及び第11条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 児童福祉施設のそれぞれの業務を定めました。(第3条関係)

- (2) 児童自立施設を除く児童福祉施設に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 児童自立施設を除く児童福祉施設の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

オ 利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条及び第11条関係)

- (3) 児童自立支援施設及び母子生活支援施設を除く児童福祉施設に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の額等を定めました。(第12条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 療護施設の業務を定めました。(第3条関係)

- (2) 療護施設に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 療護施設の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

オ 利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条及び第11条関係)

- (2) 療護施設に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の額等を定めました。(第12条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 援護施設の名称の変更を行い、援護施設の業務を定めました。(第2条及び第3条関係)
- (2) 援護施設に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。
 - ア 援護施設の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
 - イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
 - ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
 - エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
 - オ 利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条及び第11条関係)
- (3) 援護施設に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の額等を定めました。(第12条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例

1 条例概要

- (1) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターに指定管理者制度を導入することに伴い必要な事項を定めました。
 - ア センターの設置目的、業務等を定めました。(第1条～第3条関係)
 - イ センターの管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
 - ウ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
 - エ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
 - オ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
 - カ 開館時間、開館日等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第12条関係)
- (2) センターに利用料金制度を導入することに伴い利用料金の額等を定めました。(第13条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県精神保健福祉センター設置条例

1 条例概要

和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例の廃止に伴い、和歌山県精神保健福祉センター設置条例を制定しました。

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 和歌山県立わかやま館に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。
 - ア わかやま館の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
 - イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
 - ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
 - エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
 - オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)
- (2) わかやま館に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県勤労福祉会館に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- (1) 会館の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
- (2) 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
- (3) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
- (4) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
- (5) 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 和歌山県植物公園緑花センターに指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。
 - ア センターの管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)
 - イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
 - ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
 - エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
 - オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)
- (2) センターに利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

護摩壇山森林公園に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- (1) 公園の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第2条関係)
- (2) 指定管理者が行う業務を定めました。(第3条関係)
- (3) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第4条関係)
- (4) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第5条及び第6条関係)
- (5) 開園時間、休園日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第8条～第11条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇根来山げんきの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

根来山げんきの森に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- (1) 公園の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第2条関係)
- (2) 指定管理者が行う業務を定めました。(第3条関係)
- (3) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第4条関係)
- (4) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第5条及び第6条関係)
- (5) 開園時間、休園日等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第8条～第10条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県流域下水道に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- (1) 下水道の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第3条関係)
- (2) 指定管理者が行う業務を定めました。(第4条関係)
- (3) 指定管理者の指定の期間を定めました。(第5条関係)

(4) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第6条及び第7条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県都市公園に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 公園の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第14条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第15条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第16条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第17条及び第18条関係)

オ 有料公園施設の供用日、供用時間、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第20条～第22条及び別表第1関係)

(2) 有料公園施設に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第23条及び別表第3関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県営相撲競技場に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 相撲競技場の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第2条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第3条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第4条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第5条及び第6条関係)

オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第8条～第11条関係)

(2) 相撲競技場に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第12条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 県民水泳場に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 県民水泳場の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第2条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第3条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第4条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第5条及び第6条関係)

オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第8条～第11条関係)

(2) 相撲競技場に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第12条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県立橋本体育館に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

ア 体育館の管理を指定管理者に行わせることにしました。(第4条関係)

イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)

ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)

エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)

- オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)
- (2) 体育館に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 和歌山県マリナーに指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。
 - ア マリナーの管理を指定管理者に行わせることができることにしました。(第10条関係)
 - イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第11条関係)
 - ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第12条関係)
 - エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第13条及び第14条関係)
 - オ 開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第16条～第19条関係)
- (2) マリナーに利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第20条及び別表第2関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 県が管理する港湾施設に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。
 - ア 港湾施設の管理を指定管理者に行わせることができることとしました。(第11条関係)
 - イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第12条関係)
 - ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第13条関係)
 - エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第14条及び第15条関係)
 - オ 港湾施設の利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第6条、第7条及び第10条関係)
- (2) 船舶油濁損害賠償補償法の一部改正による船舶事故等に係る損害賠償義務を履行できない者への使用制限を行うこととしました。(第6条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、1の(2)については、公布の日から施行します。

◇和歌山県漁港施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 県が管理する漁港施設に指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。
 - ア 漁港施設の管理を指定管理者に行わせることができることにしました。(第17条関係)
 - イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第18条関係)
 - ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第19条関係)
 - エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第20条及び第21条関係)
 - オ 漁港施設の利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第8条、第9条、第11条、第12条及び第14条～第16条関係)
- (2) 指定管理者の管理する漁港施設に利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第23条及び別表第3関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例

1 条例概要

- (1) 和歌山ビッグホエール及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛を統合し、新たに和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールを設置することにしました。(第1条関係)
- (2) ビッグ愛・ビッグホエールに指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- ア ビッグ愛・ビッグホエールの管理を指定管理者に行わせることとしました。(第4条関係)
- イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
- ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
- エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
- オ ビッグ愛・ビッグホエールの開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)

(3) ビッグ愛・ビッグホエールに利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) センターに指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- ア センターの管理を指定管理者に行わせることとしました。(第4条関係)
- イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
- ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
- エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
- オ 和歌山県体力開発センターの開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)

(2) センターに利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) スポーツセンターに指定管理者制度を導入することに伴い所要の改正をしました。

- ア 和歌山県体力開発センターの管理を指定管理者に行わせることとしました。(第4条関係)
- イ 指定管理者が行う業務を定めました。(第5条関係)
- ウ 指定管理者の指定の期間を定めました。(第6条関係)
- エ 指定管理者の指定の手続を定めました。(第7条及び第8条関係)
- オ スポーツセンターの開館時間、休館日、利用許可等の指定管理者が行う管理基準を定めました。(第10条～第13条関係)

(2) スポーツセンターに利用料金制度を導入することに伴い利用料金の上限等を定めました。(第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県公立大学法人評価委員会条例

1 条例概要

(1) 地方独立行政法人評価委員会として、和歌山県公立大学法人評価委員会を設置することとしました。(第1条関係)

(2) 評価委員会は、委員6名以内で組織し、委員の任期は、2年としました。(第2条関係)

(3) 評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干名を置くことができることとしました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

指定管理者制度の導入に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇吉備町、金屋町及び清水町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例概要

吉備町、金屋町及び清水町の合併に伴い、次の条例中の町名の変更等の規定の整備をしました。

- (1) 和歌山県立精神病院設置及び管理条例
- (2) 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例
- (3) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例

2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。

◇和歌山県市町村合併推進審議会条例

1 条例概要

- (1) この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律の規定に基づき、和歌山県市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とします。(第1条関係)
- (2) 審議会は、委員12人以内で組織し、委員の任期は、2年以内とします。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の改正に伴い、規定の整備を行いました。

- (1) 年齢65歳以上の者の個人県民税の非課税措置を廃止しました。(第18条の2関係)
- (2) 個人県民税の定率減税を2分の1に縮減することとしました。(附則第6項の3及び第6項の4関係)
- (3) 特定口座で管理されていた株式の無価値化による譲渡所得等の課税の特例を定めました。(附則第14の2の3、第14の2の4及び第14の2の5関係)
- (4) 賦課期日後に、自動車の主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合及び自動車の所有者の変更があった場合における月割課税を廃止することとしました。(第63条の2及び第64条)

2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。ただし、1の(4)については、同年4月1日から施行します。

3 経過措置

年齢65歳以上の者の個人県民税の非課税措置の廃止に伴い、緩和措置を設けました。(附則第3項～第6項)

◇和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第21条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村合併に伴い、市町村名等の変更を行いました。

2 施行期日

花園緑の雇用担い手住宅の改正は平成17年10月1日、清水緑の雇用担い手住宅の改正は平成18年1月1日、日置川緑の雇用担い手住宅の改正は同年3月1日から施行します。

◇和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村合併に伴い、規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成17年10月1日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村合併に伴い、市町村名等の変更を行いました。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、吉備町・金屋町・清水町の合併に係る部分は、平成18年1月1日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立田辺商業高等学校の名称を和歌山県立神島高等学校に改めることとしました。

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村合併に伴い、橋本警察署及び妙寺警察署の管轄区域の変更及び整理を行いました。

2 施行期日

平成18年3月1日から施行します。ただし、かつらぎ町・花園村の合併に係る部分は、平成17年10月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県農業大学の授業料を次のように定めました。

1人につき年額

115,200円

(2) 和歌山県立有功ヶ丘学園等の使用料を利用料金とすることに伴う規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第62号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(施設の管理)

第4条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第6条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、会館が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「会館を使用する者から会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「利用料金」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

利用者は、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

第5条第3項を次のように改める。

3 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

第5条第4項及び第5項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条に次の2項を加える。

6 会館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表第2に掲げる額と同額とする。

7 使用料の還付及び減免については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4項中「知事が別に定める基準」とあるのは「別に定める基準」と、第5項中「特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い」とあるのは「特に必要があると認めるときは」と読み替えるものとする。

第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用許可に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみ権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて会館の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 会館の開館時間(以下「開館時間」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 会館(駐車場を除く。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第3火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、会館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 会館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 会館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、会館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。

別表中「第5条関係」を「第14条関係」に改め、同表第1項第1号及び第2号中「使用区分」を「利用区分」に改め、同項第3号中「使用区分」を「利用区分」に改め、同号中会議室の項の次に次のように加える。

101 会議室	4,000円	5,940円		8,330円		
102 会議室	4,000円	5,940円		8,330円		

別表第1項の備考2中「使用」を「利用」に改め、同項の備考3中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項の備考4中「ために使用」を「ために利用」に改め、ただし書を削り、同項の備考5及び6中「使用」を「利用」に改め、同表第2項中「使用区分」を「利用区分」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表を別表第2とする。

付則の次に次の別表を加える。

別表第1 (第10条関係)

種 別	開 館 時 間
展示室	午前9時から午後5時まで
101会議室及び102会議室	午前9時から午後5時まで
県民ロビー	午前8時30分から午後6時まで
駐車場	午前零時から午後12時まで
その他の施設	午前9時から午後9時30分まで

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県民文化会館設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第63号

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 社会の国際化に即した地域の発展を促進するとともに、県民が国際交流及び国際協力(以下「国際交流等」という。)に関する活動を行う拠点とするため、和歌山県国際交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の国際交流等に関する活動の支援に関すること。
- (2) 国際交流等に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 県内に在住又は滞在する外国人に対する支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 センターの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前10時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認

める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の中止)

第12条 指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) センターを利用する者が指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、センターが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第64号

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例

(設置)

第1条 県民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動(以下「NPO活動」という。)を支援

するため、和歌山県NPOサポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) NPO活動に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (2) NPO活動を行う団体等の交流の機会の提供に関すること。
- (3) NPO活動に係る人材の育成に関すること。
- (4) NPO活動に係る相談及び助言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 センターの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)
- (2) 水曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の中止)

第12条 指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) センターを利用する者が指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、センターが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前日においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県条例第65号

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(平成12年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年活動」の次に「及び生涯学習活動」を加え、「青少年の家」を「和歌山県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(業務)

第3条 青少年の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年及び青少年指導者の団体宿泊研修に関すること。
- (2) 青少年及び成人の生涯学習活動の指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 青少年の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第5条を第15条とし、第4条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の利用許可に関する業務
- (2) 青少年の家の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて青少年の家の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年の家の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、青少年の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(休館日)

第10条 青少年の家の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、青少年の家を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第11条 青少年の家を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 青少年の家の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第13条 利用者は、指定管理者に青少年の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定

めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者は、青少年の家が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

種 別			利 用 料 金		
県内の者	宿泊	幼児 小学校児童	宿泊施設	1人1泊	230円
		中学校生徒	テント張施設	1人1泊	110円
			宿泊施設	1人1泊	340円
		青年	テント張施設	1人1泊	230円
			宿泊施設	1人1泊	800円
		一般	テント張施設	1人1泊	230円
	日帰り			1人1日	100円
		幼児	宿泊施設	1人1泊	1,150円

県外の者	宿泊	小学校児童	テント張施設	1人1泊	110円
		中学校生徒			
		青年 一般	宿泊施設	1人1泊	1,150円
	テント張施設		1人1泊	230円	
	日帰り		1人1日	100円	

備考

- 1 「県内の者」とは県内に住所を有する者をいい、「県外の者」とはその他の者をいう。
- 2 「幼児」とは満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいい、「小学校児童」とは小学校の児童又はこれに準ずると認められる者をいい、「中学校生徒」とは中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒又はこれに準ずると認められる者をいう。
- 3 「青年」とは、30歳未満の者をいう。
- 4 3歳未満の者については、利用料金は無料とする。
- 5 幼児については、日帰りの利用料金は無料とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第66号

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るとともに、青少年活動に関する交流の拠点とするため、和歌山県青少年活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の健全な活動を推進する団体及びその指導者の育成に関すること。
- (2) 青少年活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 センターの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後5時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の中止)

第12条 指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) センターを利用する者が指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、センターが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県軽費老人ホーム設置および管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第67号

和歌山県軽費老人ホーム設置および管理条例の一部を改正する条例

和歌山県軽費老人ホーム設置および管理条例(昭和39年和歌山県条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「第133号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法第14条第1項第3号」を「法第20条の6」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「および」を「及び」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(業務)

第3条 老人ホームは、法第20条の6に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

(施設の管理)

第4条 老人ホームの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第4条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 老人ホームの利用許可に関する業務
- (2) 老人ホームの使用料の徴収に関する業務
- (3) 老人ホームを利用する者の支援に関する業務
- (4) 老人ホームの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて老人ホームの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、老人ホームの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、老人ホームの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可)

第10条 老人ホームを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 老人ホームの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、老人ホームの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、老人ホームの管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第12条 利用者は、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の定めるところにより使用料を納めなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、老人ホームが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、老人ホームの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第68号

和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

和歌山県児童福祉施設設置条例(昭和39年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例

第1条中「第164号」の次に「。以下「法」という。」を、「児童自立支援施設」の次に「(以下これらを「児童施設」という。)」を加える。

第2条の見出し中「、位置等」を「及び位置」に改め、同条第1項中「児童福祉施設」を「児童施設」に改め、同項の表知的障害児施設の項中「和歌山県立南紀福祉センター」を「和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園」に改め、同表重症心身障害児施設の項中「和歌山県立南紀福祉センター」を「和歌山県立南紀福祉センター南紀療育園」に、「岩田2456番地の1」を「岩田1776番地の1」に改め、同条第2項を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

(業務)

第3条 和歌山県立和歌山すみれホーム及び和歌山県立白浜なぎさホームは、法第38条に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

2 和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2第1項に規定する児童居宅支援(以下「児童居宅支援」という。)に関する業務
- (2) 法第42条に規定する目的を達成するために必要な業務
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第1項に規定する知的障害者居宅支援(以下「知的障害者居宅支援」という。)に関する業務

3 和歌山県立有功ヶ丘学園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童居宅支援に関する業務
- (2) 法第42条に規定する目的を達成するために必要な業務
- (3) 法第43条の2に規定する目的を達成するために必要な業務
- (4) 知的障害者居宅支援に関する業務

4 和歌山県立若竹園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第43条の3に規定する目的を達成するために必要な業務
- (2) 診療に関する業務

5 和歌山県立南紀福祉センター南紀療育園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童居宅支援に関する業務
- (2) 法第43条の4に規定する目的を達成するために必要な業務
- (3) 知的障害者居宅支援に関する業務

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者居宅支援（以下「身体障害者居宅支援」という。）に関する業務

(5) 診療に関する業務

6 和歌山県立仙溪学園は、法第44条に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

（施設の管理）

第4条 児童自立支援施設を除く児童施設（以下「指定施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4条の次に次の10条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定施設（母子生活支援施設を除く。第10条から第12条までにおいて同じ。）の利用許可に関する業務

(2) 指定施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の期間）

第6条 指定管理者が指定を受けて指定施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

（業務報告の聴取等）

第9条 知事は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（利用の許可）

第10条 指定施設において児童居宅支援、知的障害者居宅支援又は身体障害者居宅支援を受けようとする

者(市町村からの委託に係る者を除く。以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 指定施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定施設の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第12条 利用者又は指定施設において診療を受ける者は、指定管理者に指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表のとおりとする。
- 4 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、利用者又は指定施設において診療を受ける者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 6 使用料の減額及び免除については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、指定施設が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、児童施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

種 別	利 用 料 金
診 療	平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに平成6年厚生省告示第72号(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準)別表第1老人医科診療報酬点数表及び別表第2老人歯科診療報酬点数表による額に準ずる。ただし、特に必要がある場合は、知事が別に定める。
居宅支援	法第21条の10第2項第1号、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号及び身体障害者福祉法第17条の4第2項に掲げる額
その他特別に経費を要する支援	知事が別に定める。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第69号

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例(昭和55年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第283号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法第30条の4」を「法第30条」に、「以下「施設」」を「以下「療護施設」」に改める。

第2条中「施設の名称」を「療護施設の名称」に改め、同条の表中「和歌山県身体障害者療護施設南紀福祉センター」を「和歌山県南紀福祉センター牟婁あゆみ園」に、「岩田2456番地の1」を「岩田2457番地の1」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(業務)

第3条 療護施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第4条の2第1項に規定する身体障害者居宅支援に関すること。
- (2) 法第5条第4項に規定する身体障害者療護施設支援に関すること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する児童居宅支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、療護施設を利用する者の支援に必要な業務

(施設の管理)

第4条 療護施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第4条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 療護施設の利用許可に関する業務
- (2) 療護施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて療護施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、療護施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、療護施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可)

第10条 療護施設を利用しようとする者(市町村からの委託に係る者を除く。以下「利用者」という。)

は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 療護施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、療護施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、療護施設の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第12条 利用者は、指定管理者に療護施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表のとおりとする。
- 4 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 療護施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 6 使用料の減額及び免除については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、療護施設が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、療護施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

種 別	利 用 料 金
居宅支援	法第17条の4第2項第1号又は児童福祉法第21条の10第2項第1号に掲げる額
施設支援	法第17条の10第2項第1号に掲げる額
その他特別に経費を要する支援	知事が別に定める。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第70号

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「以下「施設」」を「以下「援護施設」」に改める。

第2条見出し中「名称」を「種別、名称」に改め、同条中「施設の名称」を「援護施設の種別、名称」に改め、同条の表を次のように改める。

種 別	名 称	位 置
知的障害者更生施設	和歌山県立中紀福祉センター 由良あかつき園	日高郡由良町吹井130番地
	和歌山県立古座あさかぜ園	東牟婁郡串本町上田原1237番地

	和歌山県立南紀福祉センター 南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1
知的障害者授産施設	和歌山県立中紀福祉センター 由良みのり園	日高郡由良町吹井949番地

第3条及び第4条を次のように改める。

(業務)

第3条 知的障害者更生施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第4条第1項に規定する知的障害者居宅支援（以下「知的障害者居宅支援」という。）に関する
こと。
- (2) 法第5条第3項に規定する知的障害者更生施設支援に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する児童居宅支援（以下「児童居宅
支援」という。）に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者居宅支援（以
下「身体障害者居宅支援」という。）に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、知的障害者更生施設を利用する者の支援に必要な業務

2 知的障害者授産施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 知的障害者居宅支援に関すること。
- (2) 法第5条第4項に規定する知的障害者授産施設支援に関すること。
- (3) 児童居宅支援に関すること。
- (4) 身体障害者居宅支援に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、知的障害者授産施設を利用する者の支援に必要な業務

(施設の管理)

第4条 援護施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人
その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 援護施設の利用許可に関する業務
- (2) 援護施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業
務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて援護施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日

の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、援護施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、援護施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可)

第10条 援護施設を利用しようとする者(市町村からの委託に係る者を除く。以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 援護施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、援護施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、援護施設の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第12条 利用者は、指定管理者に援護施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなけ

ればならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表のとおりとする。
- 4 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 援護施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 6 使用料の減額及び免除については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、援護施設が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、援護施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のとおり改める。

別表（第12条関係）

種 別	利 用 料 金
居宅支援	法第15条の5第2項第1号、児童福祉法第21条の10第2項第1号又は身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号に掲げる額
施設支援	法第15条の11第2項第1号に掲げる額
その他特別に経費を要する支援	知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第71号

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 障害児、障害者及びこれらに準ずる者並びに高齢者(以下「障害者等」という。)の口腔保健の向上を図るため、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者等に対する歯科に係る診療及び保健指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 センターの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前10時から午後4時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(開館日)

第11条 センターの開館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日を除く木曜日及び日曜日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の中止)

第12条 指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) センターを利用する者(以下「利用者」という。)がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第13条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表のとおりとする。
- 4 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 6 使用料の減額及び免除については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者は、センターが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を

みだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用してはならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

別表(第13条関係)

利 用 料 金	平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第2 歯科診療報酬点数表及び平成6年厚生省告示第72号(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準)別表第2 老人歯科診療報酬点数表による額に準ずる。 ただし、特に必要がある場合は、知事が別に定める。
------------------	---

和歌山県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第72号

和歌山県精神保健福祉センター設置条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センターとして、和歌山県精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置及び管轄区域)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

- 2 センターの管轄区域は、県内一円とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第73号

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(施設の管理)

第4条 わかやま館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) わかやま館の利用許可に関する業務
- (2) わかやま館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

第6条を第16条とし、第5条の次に次の10条を加える。

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてわかやま館の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、わかやま館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、わかやま館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 わかやま館の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 わかやま館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」

という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、わかやま館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 わかやま館の会議室を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) わかやま館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、わかやま館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、わかやま館の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者にわかやま館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 わかやま館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、

これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、わかやま館が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第14条関係)

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
第1会議室	4,860円	8,280円	10,500円
第2会議室	4,860円	8,280円	10,500円
第3会議室	4,860円	8,280円	10,500円
第4会議室	4,860円	8,280円	10,500円
第5会議室	4,470円	6,580円	9,220円
第6会議室	4,470円	6,580円	9,220円
第7会議室	16,960円	24,970円	35,000円
第8会議室	5,810円	8,560円	12,000円

備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額に100分の120を乗じて得た額をその超える利用時間1時間当たりの利用料金の額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないとき、又はその超える利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山県立わかやま館設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第74号

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例(昭和59年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(施設の管理)

第4条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第6条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、会館が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条第4項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「会館を利用する者から会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」を「利用料金」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

利用者は、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

第5条に次の2項を加える。

6 会館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。

7 使用料の還付及び減免については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4項中「知事が別に定める基準」とあるのは「別に定める基準」と、第5項中「特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い」とあるのは「特に必要があると認めるときは」と読み替えるものとする。

第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用許可に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて会館の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属

する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 8 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第 9 条 知事は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第 10 条 会館の開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 11 条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 2 月曜日及び第 4 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、会館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第 12 条 会館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 会館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、会館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。

別表中「第5条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 7 月 6 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第75号

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表自然保護センターの項を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

第6条を第16条とし、第5条の次に次の10条を加える。

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日

の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開園時間)

第10条 センターの開園時間(以下「開園時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開園時間を変更することができる。

(休園日)

第11条 センターの休園日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、センターを臨時に開園し、又は休園することができる。

(利用の許可)

第12条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、センターが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第14条関係)

1 施設(緑花センター)

種 別	入 場 料 (1 人 1 回 に つ き)	
		個人の場合

大人	260円	210円
小人	100円	80円

備考 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。

2 会議室

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第1会議室	520円	800円	1,330円
第2会議室	400円	520円	920円
第1研修室	800円	1,150円	1,960円
第2研修室	1,030円	1,330円	2,310円
第1・第2研修 合室	1,440円	1,840円	3,230円

備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額に100分の120を乗じて得た額をその超える利用時間1時間当たりの利用料金の額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないとき、又はその超える利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

3 展示室等

種 別	利 用 料 金
展示室	1日につき 6,350円
展示場	1平方メートル1日につき 13円

備考

- 1 展示室を利用する場合において、展示の準備及び作品の撤収のために利用する日の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
- 2 展示場を利用する場合において、利用面積が1平方メートルに満たないとき、又は利用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用期間が1日に満たないとき、又は利用期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第76号

護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

護摩壇山森林公園設置及び管理条例(平成5年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(施設の管理)

第2条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第3条を第13条とし、第2条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の利用許可に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第4条 指定管理者が指定を受けて公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第7条 知事は、公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開園時間)

第8条 公園の開園時間(以下「開園時間」という。)は、午前9時30分から午後4時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開園時間を変更することができる。

(休園日)

第9条 公園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の3月31日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、公園を臨時に開園し、又は休園することができる。

(利用の許可)

第10条 公園の施設のうち次に掲げる施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 研修室
- (2) 野外ステージ
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公園の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り

消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公園の管理上特に必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者は、公園が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第3条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の護摩壇山森林公園設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

根来山げんきの森設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第77号

根来山げんきの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

根来山げんきの森設置及び管理条例(平成14年和歌山県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「根来山げんきの森」を「根来山げんきの森(以下「公園」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(施設の管理)

第2条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第3条中「根来山げんきの森」を「公園」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、公園の管理に関し知事のみ権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第4条 指定管理者が指定を受けて公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属

する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第7条 知事は、公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開園時間)

第8条 公園の開園時間(以下「開園時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開園時間を変更することができる。

(休園日)

第9条 公園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の2月末日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、公園を臨時に開園し、又は休園することができる。

(利用の中止)

第10条 指定管理者(公園の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 公園を利用する者が指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上特に必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者は、公園が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第3条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の根来山げんきの森設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第78号

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 流域下水道の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第4条中「知事が」を「規則で」に改め、同条を第10条とし、第3条の次に次の6条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 流域下水道の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、流域下水道の管理に関し、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第5条 指定管理者が指定を受けて流域下水道の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して1年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、流域下水道を適切に維持管理することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第8条 知事は、流域下水道の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者は、流域下水道が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第4条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県流域下水道条例(以下「新条例」という。)第7条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第79号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「興業」を「興行」に改める。

第8条中「使用」を「利用」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項を削る。

第12条中「有料公園施設を使用しようとする者」を「別表第2第4項に掲げる有料公園施設(以下「県管理有料公園施設」という。)を利用しようとする者(以下「公園施設利用者」という。)」に改め、「和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の定めるところにより」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の使用料の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。
- 4 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第14条を次のように改める。

(施設の管理)

第14条 次の表に掲げる都市公園(以下「指定都市公園」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「

指定管理者」という。)に行わせるものとする。

都市	和歌公園 紀三井寺公園 紀三井寺緑地 和歌山交通公園 紀北公園 河西緩衝緑地湊緑地
公園	河西緩衝緑地松江緑地 河西緩衝緑地河西公園 河西緩衝緑地西松江緑地 河西緩衝緑地東松
名	江緑地

第17条を第27条とし、第16条を第26条とし、第15条を第25条とし、第14条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定都市公園の有料公園施設(以下「指定有料公園施設」という。)の利用許可に関する業務
- (2) 指定都市公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定都市公園の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第16条 指定管理者が指定を受けて指定都市公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を超えない範囲で規則で定める期間を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定都市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告の聴取等)

第19条 知事は、指定都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(供用日等)

第20条 有料公園施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に供用日又は供用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第21条 公園施設利用者は、県管理有料公園施設の利用に当たり、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、公園施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 都市公園（指定都市公園を除く。次号及び次条において同じ。）の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。

3 指定有料公園施設を利用しようとする者（以下「指定公園施設利用者」という。）は、指定有料公園施設の利用に当たり、指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、指定公園施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 指定都市公園の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定都市公園の管理上支障があると認められるとき。

（有料公園施設の利用制限等）

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定により許可した事項を変更し、又はその許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 公園施設利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 公園施設利用者がこの条例又は知事の指示した事項に違反したとき。

(3) 公園施設利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認められるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定により許可した事項を変更し、又はその許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 指定公園施設利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 指定公園施設利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 指定公園施設利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定都市公園の管理上特に必要があると認められるとき。

（利用料金等）

第23条 指定公園施設利用者は、指定管理者に指定有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

3 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定有料公園施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第 1 項の規定にかかわらず、指定公園施設利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表第 3 に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（秘密保持義務）

第24条 指定管理者は、指定都市公園が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第15条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 20 条関係）

都市公園名	公園施設	供 用 時 間	供 用 日
紀三井寺公園	競技場	午前 9 時から午後 5 時まで ただし、5 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、午後 7 時まで	1 月 5 日から 12 月 27 日まで。ただし、 月曜日（その日が国民の祝日に関する 法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定 する休日（以下「休日」という。）に 当たるときは、その日後においてその 日に最も近い休日でない日）を除く。
	球技場		
	庭球場		
	補助競技場		
	登はん競技場		
	野球場	午前 9 時から午後 9 時まで	
河西緩衝緑地	ソフトボール場	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 5 日から 12 月 27 日まで。ただし、 月曜日（その日が休日に当たるとき は、その日後においてその日に最も近 い休日でない日）を除く。
湊緑地	庭球場		
河西緩衝緑地	多目的運動広場	午前 9 時から午後 9 時まで	
松江緑地	庭球場		
河西緩衝緑地	体育館		
西松江緑地	野球場	午前 9 時から午後 9 時まで	
	陸上グラウンド		
河西緩衝緑地	庭球場	午前 9 時から午後 5 時まで	
河西公園	水泳場	午前 10 時から午後 5 時まで	7 月 1 日から 8 月 31 日まで。ただし、 月曜日（その日が休日に当たるとき は、その日後においてその日に最も近 い休日でない日）を除く。

和歌公園	野外ステージ	午前 9 時から午後 9 時まで	1 月 5 日から 12 月 27 日まで。ただし、月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。
	健康館		
	万葉館	午前 9 時から午後 5 時まで	
	駐車場	午前 7 時から午後 10 時まで	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
大新公園	地下駐車場	午前 7 時から翌日午前 2 時まで	

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第 2 (第 12 条関係)

1. 法第 5 条に規定する公園施設の設置又は管理に係る使用料

(1) 設置し管理する場合

種 別	単 位	金 額
売店	1 平方メートル 1 日につき	15 円
駐車場	1 平方メートル 1 日につき	4 円
飲食店、集会所その他の施設	1 平方メートル 1 年につき	150 円
備考		
1 設置し管理する施設の面積が 1 平方メートルに満たないとき、又はその面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。		
2 使用料の額が年額で定められている設置し管理する施設に係る設置し管理する期間が 1 年に満たないとき、又はその期間に 1 年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1 月に満たない端数があるときは 1 月として計算し、使用料の額が日額で定められている設置し管理する施設に係る設置し管理する期間が 1 日に満たないとき、又はその期間に 1 日に満たない端数があるときは、1 日として計算する。		
3 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。		

(2) 管理する場合

種 別	単 位	金 額
売店	1 平方メートル 1 日につき	15 円
駐車場	1 平方メートル 1 日につき	4 円
飲食店、集会所その他の施設	1 平方メートル 1 年につき	7,920 円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
備考		
1 管理する施設の面積が 1 平方メートルに満たないとき、又はその面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。		
2 使用料の額が年額で定められている管理する施設に係る管理する期間が 1 年に満たないとき、又はその期間に 1 年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1 月に満たない端数があるときは 1 月として計算し、使用料の額が日額で定められている管理する施設に係る		

管理する期間が1日に満たないとき、又はその期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

3 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

2 法第6条に規定する占用に係る使用料

種 別		単 位	金 額	
電柱	市の区域	第1種電柱	1本1年につき	1,000円
		第2種電柱	1本1年につき	1,600円
		第3種電柱	1本1年につき	2,200円
		支柱・支線	1本1年につき	1,000円
	町村の区域	第1種電柱	1本1年につき	770円
		第2種電柱	1本1年につき	1,200円
		第3種電柱	1本1年につき	1,600円
		支柱・支線	1本1年につき	770円
電話柱	市の区域	第1種電柱	1本1年につき	930円
		第2種電柱	1本1年につき	1,500円
		第3種電柱	1本1年につき	2,100円
		支柱・支線	1本1年につき	930円
	町村の区域	第1種電柱	1本1年につき	690円
		第2種電柱	1本1年につき	1,100円
		第3種電柱	1本1年につき	1,500円
		支柱・支線	1本1年につき	690円
電線(上空)		1メートル1年につき	500円	
水道管、下水道管、ガス管その他地下埋設物	市の区域	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	190円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	480円
		外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	950円
	町村の区域	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	140円
		外径が0.4メートル		

	以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	360円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	710円
地下構造物		1平方メートル1年につき	500円
鉄塔		1平方メートル1年につき	1,000円
競技会、展示会等の催物のために設けられる仮設工作物		1平方メートル1日につき	12円
工事用板囲、足場、詰所、材料置場その他これらに類するもの		1平方メートル1月につき	31円

備考

- 1 占有する物件等の長さ若しくは面積が1メートル若しくは1平方メートルに満たないとき、又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートルに満たない端数があるときは、1メートル又は1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が年額で定められている占有する物件等に係る占有する期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額若しくは日額で定められている占有する物件等に係る占有する期間が1月若しくは1日に満たないとき、又はその期間に1月若しくは1日に満たない端数があるときは、1月又は1日として計算する。
- 3 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 4 「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下この備考において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下4において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下5において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下5において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 第4条第1項に規定する行為に係る使用料

種 別	単 位	金 額
物品の販売、業として行う写真撮影 (報道関係者がニュース取材のため に行う場合を除く。)	1人1日につき	640円

展示会、博覧会、興行	1 平方メートル 1 日につき	11 円
その他知事の指定する行為	その都度知事が定める。	

備考

- 1 展示会、博覧会及び興行を行う場合において、行為を行う面積が 1 平方メートルに満たないとき、又はその面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
- 2 行為を行う期間が 1 日に満たないとき、又はその期間に 1 日に満たない端数があるときは、1 日として計算する。
- 3 展示会、博覧会及び興行に係る使用料の額は、消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。

4 駐車場使用料

有料公園施設	種 別		利用区分及び使用料
大新公園地下駐車場	普通駐車		午前 7 時から翌日午前 2 時までの間に利用する場合 30 分につき 100 円
	定期駐車	全日	期間を定めて毎月利用する場合 月額 15,290 円
		昼間	期間を定めて毎月午前 7 時から午後 7 時までの間に 利用する場合 月額 10,500 円

備考

- 1 普通駐車の使用料を適用する場合において、駐車時間が 30 分に満たないとき、又は駐車時間に 30 分満たない端数があるときは、30 分として計算する。
- 2 午前 1 時から同日午前 8 時までの間において、5 時間を超えて引き続き駐車場を利用する場合における当該利用時間に係る使用料の額は、500 円とする。
- 3 定期駐車の使用料を適用する場合において、駐車場を使用する期間が 1 月に満たないとき、又は駐車場を利用する期間に 1 月に満たない端数があるときは、1 月として計算する。

別表第 3 (第 23 条関係)

1 紀三井寺公園

(1) 陸上競技場、野球場、球技場、補助競技場、登はん競技場及び庭球場を専用利用する場合

種 別		利用区分及び利用料金								
		午前 9 時 から 正午まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午後 5 時 30 分から 午後 7 時 まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 まで	午後 5 時 から 午後 7 時 まで	午前 9 時 から 午後 7 時 まで	午後 1 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時 から 午後 9 時 まで
陸上 競技 場 及び	一般	9,240 円	13,860 円	23,100 円	4,930 円	—	18,790 円	28,030 円	—	—
	児童	4,620 円	6,930 円	11,550 円	2,520 円	—	9,450 円	14,070 円	—	—

	生徒									
野球場	職業野球	10,390円	17,320円	27,720円	—	15,160円	—	—	32,480円	42,880円
	社会人野球	3,880円	6,510円	10,390円	—	5,710円	—	—	12,220円	16,100円
	学生(児童及び生徒を含む。)野球	2,620円	3,880円	6,610円	—	3,400円	—	—	7,280円	10,010円
球技場、補助競技場	一般	3,460円	5,250円	8,710円	1,890円	—	7,140円	10,600円	—	—
	児童及び生徒	1,780円	2,620円	4,300円	920円	—	3,540円	5,220円	—	—
登はん競技場	競技用ボード	4,500円	6,000円	10,500円	2,300円	—	8,300円	12,800円	—	—
	練習用ボード	2,200円	3,000円	5,200円	1,100円	—	4,100円	6,300円	—	—
庭球場	一般	1面1時間につき								820円
	児童及び生徒	1面1時間につき								410円

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合には、入場料金(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。
- 2 庭球場を利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

(2) 登はん競技場、陸上競技場、球技場及び補助競技場を個人利用する場合

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
		午前9時 から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時30分 から 午後7時まで	午後1時から 午後7時まで	午前9時から 午後7時まで
登はん 競技場	競技用ボード 一般	450円	600円	1,050円	230円	830円	1,280円
	児童 及び 生徒	220円	300円	520円	110円	410円	630円
	練習用ボード	220円	300円	520円	110円	410円	630円
陸上競 技場	一般	1人2時間につき					230円
	児童 及び 生徒	1人2時間につき					110円
球技場 補助 競技場	一般	1人2時間につき					230円
	児童 及び 生徒	1人2時間につき					110円
備考 陸上競技場、球技場及び補助競技場を利用する場合において、利用時間が2時間に満たないとき、又は利用時間に2時間に満たない端数があるときは、2時間として計算する。							

(3) 附属施設及び器具を利用する場合

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金						
	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後5時30分 から 午後7時 まで	午後1時 から 午後7時 まで	午前9時 から 午後7時 まで	
第1会議室	690円	920円	1,570円	340円	1,260円	1,910円	
第2会議室	1,780円	2,310円	4,090円	870円	3,180円	4,960円	
シャワー(温水)	1回につき						130円
浴場	1回につき						5,770円
スコアボード	1回につき						8,610円
審判用具一式	1回につき						800円

拡声器	陸上競技場	1回につき	1,990円
	その他	1回につき	1,360円
ロッカー		1回につき	100円
全自動計時装置		1回につき	10,500円
野球場照明設備	全点灯	1時間につき	20,000円
	半点灯	1時間につき	10,000円

備考

- 1 会議室を利用する場合において、冷暖房装置を利用するときは、1時間につき260円を利用料金の額に加算する。この場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 野球場照明設備を利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

2 河西緩衝緑地湊緑地

種 別	利用区分及び利用料金		
ソフトボール場	専用利用の場合	1利用につき	1,140円
		超過1時間につき	370円
庭球場	1面1時間につき		560円
シャワー(温水)	1回につき		100円
ロッカー	1回につき		100円

備考

- 1 ソフトボール場を利用する場合において、「1利用」とは、利用時間3時間をいう。この場合において、利用時間が3時間に満たないときは、3時間として計算する。
- 2 ソフトボール場を利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 庭球場を利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

3 河西緩衝緑地松江緑地

種 別	利用区分及び利用料金		
多目的運動広場	専用利用の場合	1利用につき	1,140円
		超過1時間につき	370円
庭球場	午前9時から 午後5時まで	1面1時間につき	560円
	午後5時から 午後9時まで	1面4時間につき	3,780円
シャワー(温水)	1回につき		100円
ロッカー	1回につき		100円

備考

- 1 多目的運動広場を利用する場合において、「1利用」とは、利用時間3時間をいう。この場合において、利用時間が3時間に満たないときは、3時間として計算する。
- 2 多目的運動広場を利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 庭球場を供用開始時刻から午後5時まで利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 4 庭球場を午後5時から午後9時まで利用する場合において、利用時間が4時間に満たないときは、4時間として計算する。

4 河西緩衝緑地西松江緑地

種 別			利 用 区 分 及 び 利 用 料 金						超過1時間につき (午前9時から午後5時までの間)	超過1時間につき (午後5時から午後9時までの間)
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで		
体 育 館 ナ	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	入場 料無 料の 場合	3,930円	5,250円	6,190円	9,180円	11,440円	15,380円	1,310円	1,770円
		入場 料有 料の 場合	8,760円	11,680円	13,800円	20,450円	25,490円	34,260円	2,910円	3,940円
	アマチ ュアス ポーツ 以外の 場合	入場 料無 料の 場合	14,910円	19,870円	23,470円	34,770円	43,350円	58,250円	4,960円	6,700円
		入場 料有 料の 場合	36,220円	48,300円	57,050円	84,520円	105,350円	141,580円	12,070円	16,300円
大会議室			2,670円	3,570円	3,900円	6,240円	7,470円	10,150円	890円	1,110円
中会議室			980円	1,320円	1,440円	2,290円	2,770円	3,740円	320円	400円
小会議室			490円	660円	720円	1,140円	1,380円	1,860円	160円	210円

茶室		700円	930円	1,010円	1,630円	1,940円	2,640円	230円	290円	
ミニアリーナ	専用利用の場合	2,200円	2,940円	3,210円	5,140円	6,150円	8,350円	730円	910円	
	個人利用の場合	1人2時間につき							230円	
シャワー		1人1回につき							100円	
ロッカー		1回につき							100円	
卓球場		1人2時間につき							230円	
放送設備	アリーナ	1回につき							1,360円	
	大会議室	1回につき							320円	
野球場	野球場	1利用につき							1,140円	
		超過1時間につき							370円	
	照明設備	1時間につき							2,140円	
陸上グラウンド	陸上グラウンド	1利用につき							1,760円	
		超過1時間につき							580円	
	照明設備	1時間につき							2,140円	

備考

- アリーナを利用する場合において、アマチュアスポーツの練習のためその一部を利用するときは、その利用床面積に応じ、当該利用料金の額の2分の1、3分の1又は6分の1の額とする。
- アリーナ、ミニアリーナ、卓球場及び陸上グラウンド（照明設備を含む。）を利用する場合において、小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
- アリーナの利用者が入場料を徴収する場合においては、入場料金（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。
- 会議室及び茶室を利用する場合並びにミニアリーナを専用利用する場合において、冷暖房装置を利用するときは、1時間につき260円を利用料金の額に加算する。この場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 特別に電気、ガス、水等を利用した場合は、その実費相当額を徴収する。

- 6 ミニアリーナを個人利用する場合及び卓球場を利用する場合において、利用時間が 2 時間に満たないとき、又は利用時間に 2 時間に満たない端数があるときは、2 時間として計算する。
- 7 野球場及び陸上グラウンドを利用する場合において、「1 利用」とは、利用時間 3 時間をいう。この場合において、利用時間が 3 時間に満たないときは、3 時間として計算する。
- 8 アリーナ、会議室及び茶室を利用する場合、ミニアリーナを専用利用する場合並びに野球場及び陸上グラウンドを利用する場合において、超過時間が 1 時間に満たないとき、又は超過時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。
- 9 野球場及び陸上グラウンドの照明設備を利用する場合において、利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。

5 河西緩衝緑地河西公園

(1) 水泳場

ア 水泳場を個人利用する場合

種 別	利 用 料 金	
大人	1 人 1 回につき	350 円
小人	1 人 1 回につき	180 円
備考		
1 「小人」とは、16 歳未満の者をいう。		
2 回数券により利用する場合の利用料金の額は、利用 11 回につき大人 3,570 円、小人 1,890 円とする。		

イ 水泳場を団体利用する場合

幼稚園の園児、小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が学校教育のため、30 人以上の団体（引率者のある場合に限る。）で水泳場を利用する場合の利用料金の額は、180 円に当該団体の人数を乗じて得た額の 2 分の 1 の額とする。

ウ 水泳場を専用利用する場合

種 別	利用区分及び利用料金（1 プールにつき）					
	午前 9 時から 午前 11 時 30 分 まで	正午から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 午後 7 時まで	正午から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 7 時まで
一般人が主催 する場合	13,020 円	26,040 円	39,060 円	10,390 円	36,430 円	49,450 円
知事が特に認 めた団体が主 催する場合	6,510 円	13,020 円	19,530 円	5,250 円	18,270 円	24,780 円
備考 利用者が入場料を徴収する場合においては、入場料金（消費税及び地方消費税の額を除く。）						

の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。

(2) 庭球場

種 別	利 用 料 金	
庭球場	1面1時間につき	560円
シャワー(温水)	1回につき	100円
ロッカー	1回につき	100円
備考 庭球場を利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。		

6 和歌公園

(1) 野外ステージ

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金	
専用利用の場合	午前9時から正午まで	1,130円
	午後1時から午後5時まで	1,690円
	午前9時から午後5時まで	2,800円
	午後5時から午後9時まで	1時間につき 1,050円
備考		
1 利用者が入場料を徴収する場合においては、入場料金(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。		
2 午後5時から午後9時まで利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。		

(2) 健康館

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金								
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで	超過1時 間につき (午前9 時から午 後5時ま での間)	超過1時 間につき (午後5 時から午 後9時ま での間)	
アマチ リュアス スポーツ ナに利用 する場合	入場料 無料の 場合	5,250円	6,990円	8,260円	12,240円	15,240円	20,490円	1,750円	2,360円
	入場料 有料の 場合	11,680円	15,580円	18,400円	27,260円	33,970円	45,660円	3,890円	5,260円
アマチ ュアス	入場料 無料の								

スポーツ 以外の 催物に 利用す る場合	場合	19,870円	26,500円	31,310円	46,360円	57,800円	77,670円	6,620円	8,940円	
	入場料 有料の 場合	48,300円	64,390円	76,070円	112,690円	140,450円	188,750円	16,090円	21,730円	
ステージ		650円	870円	1,020円	1,510円	1,890円	2,530円	220円	290円	
多目的室		1,930円	2,570円	3,030円	4,500円	5,600円	7,520円	640円	870円	
シャワー		1回につき							100円	
ロッカー		1回につき							100円	
放送設備		1回につき							1,360円	

備考

- アリーナを利用する場合において、アマチュアスポーツの練習のためその一部を利用するときは、その利用床面積に応じ、当該利用料金の額の2分の1、3分の1又は6分の1の額とする。
- アリーナ、ステージ及び多目的室を利用する場合において、小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
- アリーナの利用者が入場料を徴収する場合においては、入場料金（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。
- 多目的室を利用する場合において、冷緩房装置を利用するときは、1時間につき260円を利用料金の額に加算する。この場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 特別に電気、ガス、水等を利用した場合は、その実費相当額を徴収する。
- アリーナ、ステージ及び多目的室を利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

(3) 万葉館

種 別	利 用 料 金 (1 人 1 回 に つ き)	
	個 人 の 場 合	団 体 (20 人 以 上) の 場 合
一般	260円	210円
大学生・高校生	150円	100円
中学生・小学生	100円	80円

備考 「大学生・高校生」とは大学の学生若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒又はこれらに準ずると認められる者をいい、「中学生・小学生」とは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の生徒若しくは小学校の児童又はこれらに準ずると認められる者をいう。

(4) 駐車場

種 別	利用区分及び利用料金	
	7月1日から8月31日までの期間	その他の期間
大型自動車	1日1回につき 3,060円 ただし、午後5時以降に入場する場合にあっては、1,530円とする。	1日1回につき 1,530円
普通自動車	1日1回につき 1,000円 ただし、午後5時以降に入場する場合にあっては、400円とする。	1日1回につき 400円
備考		
1 「大型自動車」とは、車高が3メートル以上のものをいう。		
2 野外ステージ、健康館及び万葉館を利用する者の7月1日から8月31日までの利用料金の額は、その他の期間の利用料金の額を適用する。		
3 15分以内の駐車場の利用は、無料とする。		

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山県都市公園条例（以下「新条例」という。）第18条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第17条及び第18条の規定の例により行うことができる。

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第80号

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

(施設の管理)

第2条 相撲競技場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 相撲競技場の利用許可に関する業務
- 相撲競技場の維持管理に関する業務
- 前2号に掲げるもののほか、相撲競技場の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第4条 指定管理者が指定を受けて相撲競技場の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、相撲競技場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

第7条の見出し中「知事への委任」を「委任」に改め、同条中「知事が」を「規則で」に改め、同条を第14条とし、第6条の次に次の7条を加える。

(業務報告の聴取等)

第7条 知事は、相撲競技場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第8条 相撲競技場の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 相撲競技場の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、相撲競技場を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第10条 相撲競技場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 相撲競技場の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、相撲競技場の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、相撲競技場の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第12条 利用者は、指定管理者に相撲競技場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 相撲競技場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、相撲競技場が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第3条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第12条関係)

1 競技場

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
競 技 場	職業相撲に利用する場合	3,880円	5,250円	9,130円
	社会人相撲に利用する場合	2,620円	3,880円	6,610円
	学生(児童及び生徒を含む。)相撲に利用する場合	2,100円	2,620円	4,720円
拡声器		1回につき		1,360円

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合には、入場料金(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。
- 2 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額をその超える利用時間1時間当たりの利用料金の額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないとき、又はその超える利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 特別に電気、ガス、水等を使用した場合におけるその徴収する額は、実費相当額とする。

2 室内練習場

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
室 内 練 習 場	職業相撲に利用する場合	5,270円	7,120円	12,350円
	社会人相撲に利用する場合	3,540円	5,280円	8,970円
	学生(児童及び生徒を含む。)相撲に利用する場合	2,870円	3,530円	6,380円
ロッカー		1回につき		100円

備考

- 1 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額をその超える利用時間1時間当たりの利用料金の額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間

に満たないとき、又はその超える利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

- 2 特別に電気、ガス、水等を使用した場合におけるその徴収する額は、実費相当額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第81号

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

(施設の管理)

第2条 水泳場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水泳場の利用許可に関する業務
- (2) 水泳場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水泳場の運営に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第4条 指定管理者が指定を受けて水泳場の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、水泳場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経

費の縮減を図るものであること。

- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第7条 知事は、水泳場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第8条 水泳場の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前10時から午後5時までとする。ただし、水泳場を専用して利用する場合にあっては、午前9時から午後7時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(開館日)

第9条 水泳場の開館日は、7月1日から8月31日までとする。ただし、月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、水泳場を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第10条 水泳場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 水泳場の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、水泳場の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、水泳場の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第12条 利用者は、指定管理者に水泳場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければ

ばならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 水泳場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第 1 項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、水泳場が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第 3 条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

1 個人利用する場合

種 別	利 用 料 金
大人	1 人 1 回につき 350円
小人	1 人 1 回につき 180円

備考

- 1 「小人」とは、16歳未満の者をいう。
- 2 回数券により利用する場合の利用料金の額は、利用11回につき大人3,570円、小人1,890円とする。

2 団体利用する場合

幼稚園の園児、小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が学校教育のため、30人以上の団体（引率者のある場合に限る。）で水泳場を利用する場合の利用料金の額は、180円に当該団体の人数を乗じて得た額の2分の1の額とする。

3 専用利用する場合

種 別	利用区分及び利用料金（1プールにつき）					
	午前9時 から	正午 から	午前9時 から	午後5時30分 から	正午 から	午前9時 から

	午前11時30分 まで	午後5時 まで	午後5時 まで	午後7時 まで	午後7時 まで	午後7時 まで
一般人が主催する場合	13,020円	26,040円	39,060円	10,390円	36,430円	49,450円
指定管理者が特に認めた団体が主催する場合	6,510円	13,020円	19,530円	5,250円	18,270円	24,780円

備考 利用者が入場料を徴収する場合には、入場料金(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額に100分の105を乗じて得た額を利用料金の額に加算する。

4 附属施設及び器具を使用する場合

種 別	利用区分及び利用料金	
会議室	午前9時から正午まで	570円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午前9時から午後5時まで	1,360円
拡声器	1回につき	1,360円
自動審判計時装置	1回につき	2,310円

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の県民水泳場設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第82号

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第4条及び第5条を次のように改める。

(施設の管理)

第4条 橋本体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 橋本体育館の利用許可に関する業務

(2) 橋本体育館の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

第6条を第16条とし、第5条の次に次の10条を加える。

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて橋本体育館の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、橋本体育館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、橋本体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 橋本体育館の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 橋本体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、橋本体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 橋本体育館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用

許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 橋本体育館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、橋本体育館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、橋本体育館の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者に橋本体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 橋本体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、橋本体育館が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第14条関係)

1 メインアリーナ

種 別		利用区分及び利用料金							
		午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで	超過1時 間につき	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	スポーツ、レク リエーション等 に利用する場合	平日	15,750円	21,000円	26,250円	36,750円	47,250円	63,000円	7,455円
		土曜日、日 曜日及び休 日	18,900円	25,200円	31,500円	44,100円	56,700円	75,600円	8,925円
	式典、集会等に 利用する場合	平日	40,950円	54,600円	69,300円	95,550円	123,900円	164,850円	19,740円
		土曜日、日 曜日及び休 日	49,350円	65,100円	82,950円	114,450円	148,050円	197,400円	23,625円
合	見本市、展示会 その他営利又は 営業の宣伝を目 的とする催物に 利用する場合	平日	45,150円	60,900円	76,650円	106,050円	137,550円	182,700円	21,840円
		土曜日、日 曜日及び休 日	54,600円	72,450円	91,350円	127,050円	163,800円	218,400円	26,040円
入 場 料 等 を 徴 収 す る	入場料等の最高 額が1,000円未 満の場合	平日	58,800円	78,750円	99,750円	137,550円	178,500円	237,300円	28,455円
		土曜日、日 曜日及び休 日	70,350円	94,500円	119,700円	164,850円	214,200円	284,550円	34,125円
徴 収 す る	入場料等の最高 額が1,000円以 上3,000円未 満 の場合	平日	70,350円	94,500円	119,700円	164,850円	214,200円	284,550円	34,125円
		土曜日、日							

場 合	曜日及び休日	85,050円	113,400円	142,800円	198,450円	256,200円	341,250円	40,740円	
	入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満の場合	平日	85,050円	113,400円	142,800円	198,450円	256,200円	341,250円	40,740円
		土曜日、日曜日及び休日	101,850円	136,500円	171,150円	238,350円	307,650円	409,500円	48,825円
	入場料等の最高額が5,000円以上の場合	平日	101,850円	136,500円	171,150円	238,350円	307,650円	409,500円	48,825円
		土曜日、日曜日及び休日	122,850円	163,800円	204,750円	286,650円	368,550円	491,400円	58,485円

2 サブアリーナ

種 別	利用区分及び利用料金							
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで	超過1時 間につき	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	スポーツ、レクリエーション等に利用する場合 平日	4,200円	6,300円	8,400円	10,500円	14,700円	18,900円	2,310円
	土曜日、日曜日及び休日	5,250円	7,350円	9,450円	12,600円	16,800円	22,050円	2,625円
見本市、展示会 その他営利又は 営業の宣伝を目的とする催物に	式典、集会等に利用する場合 平日	11,550円	15,750円	22,050円	27,300円	37,800円	49,350円	6,300円
	土曜日、日曜日及び休日	14,700円	18,900円	25,200円	33,600円	44,100円	58,800円	7,140円
	平日	13,650円	17,850円	23,100円	31,500円	40,950円	54,600円	6,510円
	土曜日、日							

	利用する場合	曜日及び休日	15,750円	21,000円	28,350円	36,750円	49,350円	65,100円	8,085円
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	入場料等の最高額が1,000円未満の場合	平日	16,800円	23,100円	30,450円	39,900円	53,550円	70,350円	8,610円
		土曜日、日曜日及び休日	21,000円	28,350円	35,700円	49,350円	64,050円	85,050円	10,185円
	入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	21,000円	28,350円	35,700円	49,350円	64,050円	85,050円	10,185円
		土曜日、日曜日及び休日	25,200円	33,600円	43,050円	58,800円	76,650円	101,850円	12,285円
入場料等の最高額が3,000円以上の場合	平日	25,200円	33,600円	43,050円	58,800円	76,650円	101,850円	12,285円	
	土曜日、日曜日及び休日	30,450円	40,950円	51,450円	71,400円	92,400円	122,850円	14,700円	

3 武道室

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金						
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで	個人練習 (1人1時間につき)
平日	2,835円	3,780円	4,935円	6,615円	8,715円	11,550円	100円
土曜日、日曜日及び休日	3,465円	4,620円	5,775円	8,085円	10,395円	13,860円	120円

4 トレーニングルーム

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金						
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで	個人練習 (1人1時間につき)
平日	1,575円	2,100円	2,625円	3,675円	4,725円	6,300円	100円
土曜日、日曜日及び休日	1,890円	2,520円	3,150円	4,410円	5,670円	7,560円	120円

5 会議室

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
会議室1	1,260円	1,680円	2,310円	2,940円	3,990円	5,250円
会議室2	2,205円	2,940円	3,675円	5,145円	6,615円	8,820円
会議室3	2,835円	3,780円	4,725円	6,615円	8,505円	11,340円

備考

- 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- メインアリーナ、サブアリーナ、武道室及びトレーニングルームを事前準備又は原状回復のために利用する場合（催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。）の利用料金（超過時間に係る利用料金を除く。）の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- メインアリーナをスポーツ、レクリエーション等に利用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る。）において、その一部を利用するときの利用料金の額は、その利用床面積に応じ、この表に定める利用料金の額の2分の1又は3分の1の額とする。
- メインアリーナ、サブアリーナ及び武道室を小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る。）における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。
- メインアリーナ及びサブアリーナを利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 武道室及びトレーニングルームを個人練習に利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第83号

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条第1項中「有料施設」を「有料施設のうち別表第1第1項に掲げる施設」に、「別表」を「別表第1」に改め、「使用料を」の次に「県に」を加え、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(施設の管理)

第10条 マリーナの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) マリーナ施設の利用許可に関する業務
- (2) マリーナの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、マリーナの管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

第12条を次のように改める。

(指定管理者の指定の期間)

第12条 指定管理者が指定を受けてマリーナの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

第13条を第22条とし、第12条の次に次の9条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第14条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、マリーナの公正な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、マリーナの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第15条 知事は、マリーナの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状

況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第16条 マリーナ施設の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、駐車場にあっては、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第17条 マリーナ施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 駐車場以外のマリーナ施設 12月28日から翌年の1月4日までの日及び火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 駐車場 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、マリーナ施設を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第18条 マリーナ施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) マリーナの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、マリーナの管理上支障があると認められるとき。

(利用の禁止又は制限等)

第19条 指定管理者は、マリーナ施設の損壊その他の理由によりマリーナの利用が危険と認められる場合においては、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、マリーナの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第20条 利用者は、指定管理者に有料施設のうち別表第2に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 マリーナの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表第2に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者は、マリーナが保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第11条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

別表中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同表第1項を次のように改める。

1 南側駐車場

種 別	使 用 料
南側駐車場	1日1回につき 500円

別表第3項中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第20条関係)

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金
船舶保管施設	1 艇庫を利用する場合
	ア ラックを専用利用する場合
	ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずると認められる者が学校活動の一環として利用する場合
	1月当たり1隻につき 6,825円
	イ) ア)以外の場合
	1月当たり1隻につき 13,650円

		イ 一時利用する場合 (ア) ラックを利用する場合 1日当たり1隻につき 2,730円 (イ) (ア)以外の場合 1日当たり 13,650円 2 前号以外の場合 ア 専用利用する場合 (ア) 学校教育法第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずると認められる者が学校活動の一環として利用する場合 1月当たり1隻につき 5,250円 (イ) (ア)以外の場合 1月当たり1隻につき 10,500円 イ 一時利用する場合 1日当たり1隻につき 2,100円	
ディンギーヨット以外の艇	県内の者	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 248,040円 2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき 248,040円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに55,120円を加算した額	
	県外の者	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 272,830円 2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき 272,830円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに60,630円を加算した額	
けい留施設		1 艇長が6メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 3,150円 2 艇長が6メートル以上9メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 6,300円 3 艇長が9メートル以上12メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 9,450円 4 艇長が12メートル以上のもの 1日当たり1隻につき 12,600円	
上下架施設		1 船舶保管施設を専用利用する場合 ア 艇長が5メートル未満のもの 上架又は下架1回につき 1,260円 イ 艇長が5メートル以上のもの	

	<p>上架又は下架 1 回につき 1,260円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに280円を加算した額</p> <p>2 前号以外の場合</p> <p>艇長1メートル当たり上架又は下架1回につき 420円</p>
洗艇場	<p>1 ディンギーヨット</p> <p>1回につき 100円</p> <p>2 ディンギーヨット以外の艇</p> <p>1回につき 400円</p>
北側駐車場	1日1回につき 500円
シャワー	1回につき 100円
ロッカー	1日につき 100円
会議室	<p>1 会議室 1</p> <p>ア 午前9時から正午まで 3,180円</p> <p>イ 午後1時から午後5時まで 4,240円</p> <p>ウ 午前9時から午後5時まで 6,300円</p> <p>2 会議室 2</p> <p>ア 午前9時から正午まで 2,580円</p> <p>イ 午後1時から午後5時まで 3,440円</p> <p>ウ 午前9時から午後5時まで 5,120円</p> <p>3 会議室 3</p> <p>ア 午前9時から正午まで 3,180円</p> <p>イ 午後1時から午後5時まで 4,240円</p> <p>ウ 午前9時から午後5時まで 6,300円</p>

備考

- この表において「ディンギーヨット」とは、艇長6メートル未満のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
- 利用料金の額が年額で定められている場合において、利用期間が1年に満たないとき、又は利用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは1月として計算し、利用料金の額が月額若しくは日額で定められている場合において、利用期間が1月若しくは1日に満たないとき、又は利用期間に1月若しくは1日に満たない端数があるときは、1月又は1日として計算する。
- この表において「県内の者」とは県内に住所を有する者をいい、「県外の者」とはその他の者をいう。
- この表において「艇長」とは、実測による艇体の全長をいう。
- 船舶保管施設をディンギーヨット以外の艇（艇長が5メートル以上のものに限る。）により利用する場合において、艇長に1メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

- 6 上下架施設を利用する場合（船舶保管施設を艇長が5メートル以上のものにより専用利用する場合に限る。）において、艇長に1メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てて計算する。
- 7 上下架施設を利用する場合（船舶保管施設を専用利用する場合を除く。）において、艇長が1メートルに満たないとき、又は艇長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 8 船舶保管施設（ディンギーヨットの専用利用の場合に限る。）の利用者の北側駐車場の利用料金は、無料とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県マリーナ条例（以下「新条例」という。）第14条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第13条及び第14条の規定の例により行うことができる。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第84号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表」を「別表第1」に、「港湾施設及び海洋性廃棄物焼却施設」を「港湾施設（港湾施設用地を除く。）」に、「知事」を「知事（第11条の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う港湾施設（以下「指定港湾施設」という。）にあっては、指定管理者）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 港湾施設用地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第5条第1項中「前条第1項の許可（第11条第1項の規定により管理を委託した港湾施設に係る許可を除く。）」を「前条の規定により知事の許可」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条中「知事は」を「知事（指定港湾施設（港湾施設用地を除く。次条において同じ。）にあっては、指定管理者）は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第2条第1項第2号に規定する船舶所有者等に該当する者をいう。）が、当該船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を履行しないおそれがある者として規則で定めるものに該当する場合は、港湾施設を使用させないことができる。

第7条第1項中「港湾施設」を「港湾施設（指定港湾施設を除く。）」に、「第4条の許可」を「第4条の規定による許可」に改め、同項第2号中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「の許可」

を「の規定による許可」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

3 指定管理者は、次の各号に該当する者に対して、指定港湾施設の使用を停止し、第 4 条第 1 項の規定による許可を取り消し、又は原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 前条第 1 項の規定による命令又は次条の規定による指定に従わない者
- (3) 使用の許可を受けた日から 3 月以上その施設の使用を開始しない者又は許可期間中 3 月以上施設の使用をしない者
- (4) 第 17 条第 1 項に規定する利用料金の納付を怠った者

4 指定管理者は、港湾工事その他港湾管理のため必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

第 10 条中「知事」を「知事（第 4 条第 1 項の規定により指定管理者が使用の許可をした指定港湾施設にあっては、指定管理者）」に改める。

第 11 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 11 条 次の表に掲げる港湾施設のうち規則で定めるものの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせることができる。

港 湾	港 湾 施 設
加太港	緑地
文里港	物揚場 野積場 船揚場 道路
日置港	泊地 物揚場
宇久井港	物揚場

第 12 条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第 12 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項の許可に関する業務
 - (2) 指定港湾施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定港湾施設の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務
- 第 15 条を第 21 条とし、第 14 条を第 20 条とし、第 13 条を第 19 条とし、第 12 条の次に次の 6 条を加える。

(指定管理者の指定の期間)

第 13 条 指定管理者が指定を受けて指定港湾施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 14 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付

して知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第15条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、指定港湾施設の公正な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定港湾施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

（業務報告の聴取等）

第16条 知事は、指定港湾施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（利用料金）

第17条 第4条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた者（以下「指定港湾施設利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（秘密保持義務）

第18条 指定管理者は、指定港湾施設が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第12条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

別表中「第5条、第12条関係」を「第5条関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第17条関係）

港湾施設	区 分	利 用 料 金
けい留施設	小型船舶けい留施設 (浮さん橋を除く。)	船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき 840円

港湾環境整	運動広場	使用時間1時間につき	450円
備施設	ゲートボール 場	使用時間1時間につき	450円

備考

- 1 小型船舶けい留施設とは、小型船舶をけい留するため県が整備した物揚場その他のけい留施設であって、知事が指定するものをいう。
- 2 利用料金の額が月額で定められている港湾施設に係る使用期間が1月に満たないとき、又はその使用期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 3 利用料金の額が1時間単位で定められている港湾施設に係る使用期間が1時間に満たないとき、又はその使用期間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県港湾施設管理条例（以下「新条例」という。）第15条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条及び第15条の規定の例により行うことができる。

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第85号

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「知事」を「知事（第17条の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う県管理漁港施設にあっては、指定管理者。次項において同じ。）」に改める。

第9条中「知事に」を「知事（指定管理者が管理を行う県管理漁港施設にあっては、指定管理者）」に改める。

第11条第1項中「知事の」を「知事（指定管理者が管理を行う県管理漁港施設にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）の」に改める。

第12条第2項中「知事に」を「知事（指定管理者が管理を行う県管理漁港施設にあっては、指定管理者）」に改める。

第13条第1項中「第9条の」の次に「規定により知事に」を、「第11条第1項の」の次に「規定により知事の」を、「という。）を」の次に「知事に」を加える。

第13条の2第1項中「という。）を」の次に「知事に」を加える。

第17条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第28条とし、第16条の3を第27条とし、第16条の2を第

26条とする。

第16条第2号中「第14条又は第15条」を「第15条又は第16条」に改め、同条を第25条とし、同条の前に次の8条を加える。

(指定管理者)

第17条 次の表に掲げる県管理漁港施設（以下「指定漁港施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせることができる。

漁 港	漁 港 施 設
和歌浦漁港	物揚場 棧橋 船揚場 岸壁 泊地 道路 漁港施設用地 漁港環境整備施設 駐車場

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定漁港施設に係る第8条第1項、第9条及び第12条第2項の規定による届出並びに第11条第1項に規定する許可に関する業務
- (2) 指定漁港施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定漁港施設の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第19条 指定管理者が指定を受けて指定漁港施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第20条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第21条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、指定漁港施設の公正な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定漁港施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第22条 知事は、指定漁港施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用料金)

第23条 第9条の規定により指定管理者に届出をした者又は第11条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者は、指定漁港施設が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第18条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第15条第1項中「の許可」を「の規定による知事の許可」に、「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、特定漁港漁場整備事業その他漁港の工事の施行のため必要があるとき、又は漁港の維持管理のため特に必要があると認める場合で知事の承認を受けたときは、第11条第1項の規定による指定管理者の許可を受けた者に対し、前条第2項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

第15条を第16条とし、第14条中「又は承認」を「若しくは承認」に、「、若しくは、原状」を「若しくは原状」に改め、同条第2号中「第10条第1項又は第11条第1項」を「第10条第2項又は第11条第2項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止を命ずることができる。

- (1) 第11条第1項の規定に違反した者
- (2) 第11条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正の行為により第11条第1項の規定による許可を受けた者

第13条の2の次に次の1条を加える。

(許可の制限)

第14条 知事(指定管理者が管理を行う県管理漁港施設に係る第11条第1項の規定による許可に関する業務にあっては、指定管理者)は、その占有又は使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その占有又は使用の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 県管理漁港施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、漁港の管理上支障があると認められるとき。

付則第2項中「使用料」の次に「又は利用料金」を、「第13条第1項」の次に「又は第23条第1項」を加える。

付則第4項及び第5項を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第23条関係)

- 1 漁港施設利用料金(第9条の規定による届出及び第11条第1項の規定による許可(漁港利用調整施設に係る許可を除く。)に係る利用料金)

区 分		単 位		利用料金	
駐車場	一般駐	定期駐車	1月につき	4,200円	
	車場	一般駐 車	7月1日から 8月31日まで の期間	1日1回につ き	600円
			その他の期間	1日1回につ き	400円
			7月1日から 8月31日まで の期間	1日1回につ き	1,000円
		大型自 動車	その他の期間	1日1回につ き	800円
			活魚出荷車輛駐車場	1平方メートル1日につき	16円
	泊地	いかだ、生けす類	1平方メートル1日につき	4円	
漁船等		総トン数1トン1日につき	4円		
漁船等以外の船舶		船長1メートル1日につき	25円		
岸壁、物揚場、棧	漁船等	総トン数1トン1日につき	24円		
橋	漁船等以外の船舶	船長1メートル1日につき	25円		
	船舶以外のもの	1平方メートル1回につき	25円		

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいい、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車をいう。
- 2 この表において「漁船等」とは、漁船、定期航路船、貨物船及び工船用船舶をいう。
- 3 この表において「船長」とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項の船舶検査証書に記載されている船舶の長さをいう。ただし、船舶検査証書の交付を受けない船舶については、実測による船体の全長をいう。

4 次に掲げる船舶に係る泊地の利用料金は、無料とする。

ア 停係泊1月未満の漁船

イ 停係泊3日以内の定期航路船、貨物船及び工事用船舶

ウ 避難のため入港した船舶

5 面積、総トン数若しくは長さが1平方メートル、1トン若しくは1メートル未満であるとき、又は面積、総トン数若しくは長さに1平方メートル、1トン若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル、1トン又は1メートルとして計算する。

6 利用料金が月額又は日額で定められている漁港施設を使用する場合において、使用期間が1月若しくは1日に満たないとき、又は使用期間に1月若しくは1日に満たない端数があるときは、1月又は1日として計算する。

7 利用料金の額(駐車場の利用料金の額を除く。)は、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

2 漁港利用調整施設利用料金(第11条第1項の規定による許可に係る利用料金)

区 分	単 位	利 用 料 金
泊地	船長1メートル1日につき	25円
栈橋	船長1メートル1日につき	80円
陸置施設	船長1メートル1日につき	80円

備考

1 この表において「船長」とは、実測による船体の全長をいう。

2 長さ若しくは面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき、又は長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとして計算する。

3 使用期間が1日に満たないとき、又は使用期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

4 利用料金の額は、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の和歌山県漁港管理条例(以下「新条例」という。)第21条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第20条及び第21条の規定の例により行うことができる。

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例をここに公布する。

平成 17 年 7 月 6 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 86 号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 県民の健康及び福祉の増進、県民の体力の向上並びに世代や分野を超えた多様な交流の促進を図り、もって県民一人一人の生きがいがづくりの推進といきいきとした地域社会の形成に資するため、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール（以下「ビッグ愛・ホエール」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 ビッグ愛・ホエールは、和歌山市に置く。

(業務)

第 3 条 ビッグ愛・ホエールは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の生きがいがづくり、健康増進及び体力の向上に関すること。
- (2) スポーツ及び文化の振興に関すること。
- (3) ホール、会議室、駐車場その他の施設の利用に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第 4 条 ビッグ愛・ホエールの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ビッグ愛・ホエールの利用許可に関する業務
- (2) ビッグ愛・ホエールの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 3 条に規定する業務のうち、教育委員会のみ権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第 6 条 指定管理者が指定を受けてビッグ愛・ホエールの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、ビッグ愛・ホエールの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、ビッグ愛・ホエールの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 ビッグ愛・ホエールの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。ただし、駐車場は、午前零時から午後12時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 ビッグ愛・ホエールの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、ビッグ愛・ホエールを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 ビッグ愛・ホエールを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) ビッグ愛・ホエールの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ビッグ愛・ホエールの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ビッグ愛・ホエールの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者にビッグ愛・ホエールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 ビッグ愛・ホエールの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、ビッグ愛・ホエールが保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、ビッグ愛・ホエールの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

(和歌山県立和歌山ビッグホエール設置及び管理条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 和歌山県立和歌山ビッグホエール設置及び管理条例(平成9年和歌山県条例第8号)
- (2) 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例(平成10年和歌山県条例第33号)

別表(第14条関係)

1 ホール等(和歌山ビッグ愛)

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
		午前9時 から 正午 まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
ホ ー ル	入場料等 を徴収し ない場合	16,850円	22,460円	21,060円	33,410円	36,990円	48,830円
	入場料等 を徴収す る場合	25,280円	33,690円	31,590円	50,120円	55,490円	73,250円
展 示 ホ ー ル	入場料等 を徴収し ない場合	7,820円	10,430円	9,780円	15,510円	17,180円	22,680円
	入場料等 を徴収す る場合	23,470円	31,300円	29,340円	46,550円	51,540円	68,040円
204会議室		5,720円	7,630円	7,150円	11,350円	12,560円	16,590円
501会議室		3,330円	4,440円	4,170円	6,600円	7,320円	9,660円
502会議室		3,330円	4,440円	4,170円	6,600円	7,320円	9,660円
503会議室		3,330円	4,440円	4,170円	6,600円	7,320円	9,660円

504会議室	3,590円	4,780円	4,490円	7,110円	7,880円	10,400円
505会議室	2,100円	2,800円	2,630円	4,170円	4,620円	6,090円
506会議室	2,100円	2,800円	2,630円	4,170円	4,620円	6,090円
601会議室	4,200円	5,600円	5,250円	8,330円	9,220円	12,180円
801会議室	6,090円	8,110円	7,610円	12,070円	13,360円	17,640円
802会議室	3,770円	5,020円	4,710円	7,470円	8,270円	10,920円
1201会議室	6,670円	8,890円	8,330円	13,230円	14,640円	19,320円
1202会議室	4,170円	5,560円	5,210円	8,270円	9,150円	12,080円
1203会議室	3,480円	4,640円	4,350円	6,900円	7,640円	10,080円

備考

- 1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
 - 2 入場料等を徴収しないでホール及び展示ホールを利用する場合において、会員制度により会員を招待する催物に利用するとき、商品等の売上高により入場券等を発行しその者を入場させる催物に利用するとき、又は営利若しくは営業の宣伝を目的とする催物に利用するときの利用料金の額は、「入場料等を徴収する場合」に定める利用料金の額と同額とする。
 - 3 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額に100分の120を乗じて得た額をその超える利用時間1時間当たりの利用料金の額とする。
 - 4 ホール及び展示ホールを催物の事前準備又は原状回復のために利用する場合（催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。）の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、この表に定める利用時間外に利用する場合における利用料金の額は、知事が別に定める額とする。
 - 5 特別に電気、ガス、水等を利用した場合におけるその徴収する額は、実費相当額とする。
- 2 大ホール、軽運動場及び控室等（和歌山ビッグホエール）

利用区分及び利用料金	

種 別			午前9時 から 午後1時 まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後5時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで	超過1時 間につき	
大 ホ ー ル	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	スポーツ、レク リエーション等 に利用する場合	平日	42,000円	42,000円	50,400円	124,950円	12,600円
			土曜日、日曜 日及び休日	50,400円	50,400円	60,900円	150,150円	15,750円
	徴 収 し な い 場 合	式典、集会等に 利用する場合	平日	109,200円	109,200円	131,250円	327,600円	32,550円
			土曜日、日曜 日及び休日	131,250円	131,250円	157,500円	393,750円	39,900円
	場 合	見本市、展示会 その他営利又は 営業の宣伝を目 的とする催物に 利用する場合	平日	120,750円	120,750円	144,900円	362,250円	36,750円
			土曜日、日曜 日及び休日	144,900円	144,900円	174,300円	434,700円	44,100円
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	入 場 料 等 の 最 高 額 が 1,000円未 満の場合	平日	157,500円	157,500円	189,000円	471,450円	47,250円	
		土曜日、日曜 日及び休日	189,000円	189,000円	226,800円	565,950円	56,700円	
	徴 収 す る 場 合	入 場 料 等 の 最 高 額 が 1,000円以 上3,000円未 満の場合	平日	189,000円	189,000円	226,800円	565,950円	56,700円
			土曜日、日曜 日及び休日	226,800円	226,800円	271,950円	679,350円	68,250円
	場 合	入 場 料 等 の 最 高 額 が 3,000円以 上5,000円未 満の場合	平日	226,800円	226,800円	271,950円	679,350円	68,250円
			土曜日、日曜 日及び休日	271,950円	271,950円	326,550円	815,850円	81,900円

	入場料等の最高額が5,000円以上の場合	平日	271,950円	271,950円	326,550円	815,850円	81,900円
		土曜日、日曜日及び休日	326,550円	326,550円	392,700円	979,650円	98,700円
軽運動場	平日		6,300円	6,300円	7,350円	18,900円	2,100円
	土曜日、日曜日及び休日		7,350円	7,350円	8,400円	23,100円	2,100円
控室等	控室 1		5,250円	5,250円	6,300円	16,800円	1,570円
	控室 2		2,620円	2,620円	3,150円	8,400円	1,050円
	会議室		3,670円	3,670円	4,200円	11,550円	1,050円
	特別室		5,250円	5,250円	6,300円	15,750円	1,570円

備考

- 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の利用区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。
- 大ホール、軽運動場及び控室等を事前準備又は原状回復のために利用する場合（催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。）の利用料金（超過時間に係る利用料金を除く。）の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 大ホールをスポーツ、レクリエーション等に利用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る。）において、その利用床面積がホールの床面積の2分の1のときの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 大ホール及び軽運動場を小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る。）における利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
- 特別に電気、ガス、水等を利用した場合におけるその徴収する額は、実費相当額とする。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

3 駐車場

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金
-----	---------------------

普通車用駐車場	一般駐車	50分につき	100円
	定期駐車	期間を定めて毎月利用する場合 月額	7,000円
大型車用駐車場	一般駐車	1日につき	1,500円

4 附属設備

附属設備の種別に応じ知事が定める額

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第87号

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例(昭和49年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の健康増進及びスポーツ振興に係る情報提供に関すること。
- (2) スポーツ教室の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第5条を第16条とし、第4条の次に次の11条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、教育委員会のみ権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けてセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日

の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 センターの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、センターが保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第14条関係)

1 個人利用の場合

(1) 体育室利用料金

種 別	区分	1人1回につき	回数券(6回券)	定期券(1か月券)
成人トレーニングルーム	大人	760円	3,830円	6,120円
トリムルーム	大人	520円	2,600円	
プレイングルーム	小人	430円	2,140円	

(2) プール利用料金

期 間	区分	1人1回につき	回数券(6回券)	定期券(1か月券)
7月から9月まで	大人	380円	1,940円	3,060円
	小人	190円	970円	
10月から翌年の6月まで	大人	580円	2,900円	
	小人	380円	1,940円	

(3) 共通利用料金(成人トレーニングルーム及びプール)

期 間	区分	1人1回につき	回数券(6回券)	定期券(1か月券)
7月から9月まで	大人	870円	4,330円	6,940円
10月から翌年の6月まで	大人	920円	4,580円	7,350円

備考

- 1 「小人」とは、16歳未満の者をいう。
- 2 「1回」とは、利用時間2時間をいう。この場合において、利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。

2 専用利用の場合

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
		午前9時 から 正午 まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後5時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
プ ー ル	7月から 9月まで	15,640円	20,790円	27,720円	36,430円	48,510円	64,150円
	10月から 翌年の6 月まで	31,180円	41,580円	55,440円	72,760円	97,020円	128,200円
会 議 室	A	2,730円	3,670円	5,460円	5,880円	7,240円	9,130円
	B	2,620円	3,570円	5,250円	5,460円	6,930円	8,710円
	A・B合 室	4,510円	6,510円	8,400円	9,130円	11,650円	14,280円

備考 冷暖房装置を利用する場合における会議室の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の120を乗じて得た額とする。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山県体力開発センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第88号

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例（平成 6 年和歌山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（業務）

第 3 条 スポーツセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 海洋スポーツ施設その他の施設の利用に関すること。
- (2) 県民の健康増進及びスポーツ振興に係る情報提供に関すること。
- (3) スポーツ教室の開催に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

（施設の管理）

第 4 条 スポーツセンターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第 5 条を第 16 条とし、第 4 条の次に次の 11 条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツセンターの利用許可に関する業務
- (2) スポーツセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 3 条に規定する業務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の期間）

第 6 条 指定管理者が指定を受けてスポーツセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の申請）

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第 8 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、スポーツセンターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、スポーツセンターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 スポーツセンターの開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、スポーツセンターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 スポーツセンターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツセンターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、スポーツセンターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、スポーツセンターの管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者にスポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 スポーツセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、スポーツセンターが保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

1 球技場、陸上競技場、体育館等

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金			
	専 用 利 用			個人練習 (1人2時間 につき)
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
球技場	6,300円	7,870円	7,870円	150円
陸上競技場	6,300円	7,870円	7,870円	150円

体育館	6,300円	7,870円	7,870円	150円
プール	6,300円	7,870円	7,870円	
トレーニング場	6,300円	7,870円	7,870円	310円
大研修室	4,720円	6,300円	7,870円	
中研修室	2,520円	3,150円	4,720円	
小研修室	2,520円	3,150円	4,720円	

備考

- 1 球技場を専用利用する場合において、その半面を利用するときは、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
- 2 体育館を専用利用する場合において、その一部を利用するときは、その利用床面積に応じ、当該利用料金の額の2分の1、3分の1又は4分の1の額とする。
- 3 球技場、陸上競技場及びプールを専用利用する場合において、夜間照明装置を利用するときは、30分につき、球技場及び陸上競技場については1,050円を、プールについては520円をそれぞれ当該利用料金の額に加算する。この場合において、利用時間が30分に満たないとき、又は利用時間に30分に満たない端数があるときは、30分として計算する。
- 4 球技場、陸上競技場、体育館及びトレーニング場を個人練習に利用する場合において、利用時間が2時間に満たないとき、又は利用時間に2時間に満たない端数があるときは、2時間として計算する。
- 5 球技場、陸上競技場、体育館及びトレーニング場を個人練習に利用する場合において、回数券により利用するときの利用料金の額は、球技場、陸上競技場及び体育館については利用11回につき1,500円とし、トレーニング場については利用10回につき2,100円とする。この場合において、利用1回とは、2時間の利用をいい、利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。
- 6 大研修室を利用する場合において、冷暖房装置を利用するときは、1時間につき1,570円を当該利用料金の額に加算する。この場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 7 中研修室及び小研修室を利用する場合において、冷房装置を利用するときは、1時間につき、中研修室については310円を、小研修室については150円をそれぞれ当該利用料金の額に加算する。この場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

2 宿泊施設

種 別	利 用 料 金
幼児 小学校児童 中学校生徒	1 人 1 泊につき 1,330円
高等学校生徒	1 人 1 泊につき 1,530円
一般	1 人 1 泊につき 2,040円

備考

- 「幼児」とは4歳以上の者で幼稚園の園児又はこれに準ずると認められるものをいい、「小学校児童」とは小学校の児童又はこれに準ずると認められる者をいい、「中学校生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の生徒又はこれに準ずると認められる者をいい、「高等学校生徒」とは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒又はこれに準ずると認められる者をいう。
 - 冷房装置を利用する場合における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に150円を加算した額とし、暖房装置を利用する場合における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に260円を加算した額とする。
 - 4歳未満の者については、利用料金は無料とする。
- 3 海洋スポーツ施設

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金		
		専用利用（艇長1メートル1月につき）	一時利用（1隻1日につき）	
陸置、 けい留 施設	ディンギーヨット、 スポーツ用漕艇	870円	1,050円	
	ディンギーヨット 以外のヨット	県内の者	艇長が9メートル以下のもの	2,100円
			艇長が9メートルを超えるもの	4,200円
		1,740円		

				艇長が9メートル以下のもの	2,100円
		県外の者	2,780円	艇長が9メートルを超えるもの	4,200円

備考

- 1 「艇長」とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の船舶検査証書に記載されている船舶の長さをいう。ただし、スポーツ用漕艇及び船舶検査証書を受ける必要のないヨットにあっては、実測による艇体の全長をいう。
- 2 「ディングーヨット」とは、艇長が5メートル以下のヨットであって、センターボードの上げ下ろしが手動ででき、かつ、機関又は船室を有しないもの（双胴艇を除く。）をいう。
- 3 「県内の者」とは県内に住所を有する者をいい、「県外の者」とはその他の者をいう。
- 4 専用利用する場合において、利用期間が1月に満たないとき、又は利用期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 5 一時利用する場合において、利用期間が1日に満たないとき、又は利用期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 6 艇長が1メートルに満たないとき、又は艇長に1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 7 艇幅が4メートル以上のスポーツ用漕艇及びヨットの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。

4 附属設備

附属設備の種別に応じ知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第89号

和歌山県公立大学法人評価委員会条例

(設置)

- 第1条 和歌山県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会として、和歌山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 評価委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 評価委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第90号

和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年和歌山県条例第7号)の一部を次のように

改正する。

第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの監査については、なお従前の例による。

吉備町、金屋町及び清水町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第91号

吉備町、金屋町及び清水町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(和歌山県立精神病院設置及び管理条例の一部改正)

第1条 和歌山県立精神病院設置及び管理条例（昭和27年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「吉備町」を「有田川町」に改める。

(和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部改正)

第2条 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条の表和歌山県立有田中央高等学校の項中「吉備町大字下津野459」を「有田川町大字下津野459」に改める。

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表12の項及び15の項中「吉備町」を「有田川町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第92号

和歌山県市町村合併推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定に

に基づき、和歌山県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第93号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第63条の2第3項中「、第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「、第12条」を削る。

第64条第1項及び第2項中「、第12条」を削る。

第118条第4項及び第5項中「第119条第4項」を「次条第4項」に改める。

附則第6項の3中「平成11年度」を「平成18年度」に改める。

附則第6項の4中「100分の15」を「100分の7.5」に、「4万円」を「2万円」に改める。

附則第14項中「第37条の10第3項」を「第37条の10第2項」に改める。

附則第14項の2の3から第14項の2の11までを次のように改める。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

14の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項、附則第14項、前項、次項及び附則第14項の2の5の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下この項、附則第14項の2の12及び第14項の2の15において同じ。)をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の5 附則第14項の2の3の規定は、施行令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に附則第14項の2の3の規定を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

14の2の6から14の2の11まで 削除

附則第14項の2の12中「(これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下本項、附則第14項の2の15及び第14項の2の18において同じ。)」を削り、「第35条の2の2第4項」を「第35条の2第3項」に、「同条第9項第3号」を「同条第8項第3号」に改める。

附則第14項の2の15中「(以下本項において「特定口座」という。)」を削り、「同法第37条の11の3第3項第2号」を「同条第3項第2号」に、「上場株式等(以下本項)」を「上場株式等(以下この項)」に改める。

附則第14項の2の19中「第8項まで及び法附則第35条の2の2第1項から第3項まで」を「第7項まで並びに第35条の2の3第1項及び第2項」に、「第35条の2の2第1項中」を「第35条の2の3第1項中」に、「前条第1項前段」を「法附則第35条の2第1項前段」に改める。

附則第14項の2の21を附則第14項の2の29とし、附則第14項の2の20を附則第14項の2の28とし、附則

第14項の2の19の次に次の8項を加える。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

14の2の20 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社(以下この項及び附則第14項の2の25において「特定中小会社」という。)の同条第1項に規定する特定株式(以下この項、附則第14項の2の22、第14項の2の23、第14項の2の25及び第14項の2の27において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項から附則第14項の2の27までにおいて同じ。)により取得(同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項、附則第14項の2の23、第14項の2の25及び第14項の2の27において同じ。)をした県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令で定める者であったものを除く。附則第14項の2の22、第14項の2の23及び第14項の2の25において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間(附則第14項の2の23において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、附則第14項から第14項の2の2まで及び第14項の2の20から第14項の2の27までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の21 前項の規定は、施行令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。附則第14項の2の26において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。附則第14項の2の26において同じ。)に限り適用する。

14の2の22 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(法附則第35条の3第6項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、法附則第35条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14の2の23 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、

適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第5項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

14の2の24 附則第14項の2の22の規定の適用がある場合における法附則第35条の2第1項から第7項まで並びに第35条の2の3第1項及び第2項の規定の適用については、法附則第35条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第35条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、法附則第35条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第35条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第1項前段」とあるのは「法附則第35条の2第1項前段」とする。

14の2の25 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として施行令で定める期間が3年を超える場合に限り。）をした場合における附則第14項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（附則第14項の2の27において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の2分の1に相当する金額とする。

(1) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する上場等の日（次号において「上場等の日」という。）前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で施行規則で定めるもの

(2) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡（証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

14の2の26 前項の規定は、施行令で定めるところにより同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

14の2の27 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき附則第14項の2の20に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における附則第14項の2の23に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他附則第14項の2の20及び第14項の2の22から前項まで

の規定の適用に関し必要な事項は、施行令の定めるところによる。

附則第17項中「第2条第10項」を「第2条第14項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第17項の改正規定 公布の日
 - (2) 第63条の2第3項及び第4項並びに第64条の改正規定 平成18年4月1日
(県民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例(以下「新条例」という。)第18条の2第1項第2号並びに附則第6項の3、第6項の4、第14項から第14項の2の5まで、第14項の2の12及び第14項の2の20から第14項の2の27までの規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新条例の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第25条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
- 4 平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第18条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新条例の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第25条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。
- 6 平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第18条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。
- 7 新条例附則第14項の2の3、第14項の2の4及び第14項の2の5の規定は、平成17年4月1日以後に新条例附則第14項の2の3に規定する事実が発生する場合について適用する。
(自動車税に関する経過措置)
- 8 新条例第63条の2第3項及び第4項並びに第64条の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第94号

和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

和歌山県男女共同参画推進条例(平成14年和歌山県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第3条に規定する」を「第3条第1項の規定による」に、「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第95号

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例(平成15年和歌山県条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表花園緑の雇用担い手住宅の項市町村の欄中「花園村」を「かつらぎ町」に改め、同表清水緑の雇用担い手住宅の項中「清水町」を「有田川町」に改め、同表日置川緑の雇用担い手住宅の項市町村の欄及び日置川第2緑の雇用担い手住宅の項市町村の欄中「日置川町」を「白浜町」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表花園緑の雇用担い手住宅の項の改正規定 平成17年10月1日
- (2) 別表清水緑の雇用担い手住宅の項の改正規定 平成18年1月1日
- (3) 別表日置川緑の雇用担い手住宅の項及び日置川第2緑の雇用担い手住宅の項の改正規定 平成18年3月1日

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第96号

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「新宮市」を「新宮市(知事が指定する区域を除く。)」に、「かつらぎ町」を「かつらぎ町(知事が指定する区域を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第97号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表有田郡の項中「吉備町大字徳田」を「有田川町大字徳田」に、「金屋町大字糸野」を「有田川町大

字糸野」に、「金屋町大字吉原」を「有田川町大字吉原」に改め、同表西牟婁郡の項中	「	県営住宅すさ
		県営住宅串本
		県営住宅出雲

み団地	西牟婁郡すさみ町周参見	
団地	西牟婁郡串本町串本	を「県営住宅すさみ団地
団地	西牟婁郡串本町出雲	」

	「	西牟婁郡すさみ町周参見	」に改め、同表東牟婁郡の項中「	「	県営住宅平見団
宅平見団地		東牟婁郡太地町大字太地	」を		県営住宅串本団
					県営住宅出雲団

地	東牟婁郡太地町大字太地	
地	東牟婁郡串本町串本	に改める。
地	東牟婁郡串本町出雲	」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表有田郡の項の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第98号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(昭和31年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条の表和歌山県立田辺商業高等学校の項中「和歌山県立田辺商業高等学校」を「和歌山県立神島高等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第99号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和32年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県橋本警察署の項中「 | 橋本市

」を

- 橋本市
- 赤塚
- 市脇
- 峰台
- 木坂
- 北宿
- 丁目
- 台二
- 四丁
- 一丁
- しら
- 杉尾
- 隅田
- 隅田
- 田町
- 谷奥
- 東家
- 畑
- 丁目
- 丁目
- き台
- 吉原

のうち

あやの台一丁目～あやの台三丁目

市脇一丁目～市脇五丁目 上田 小

一丁目 小峰台二丁目 小原田 柿の

賢堂 柏原 学文路 岸上 北馬場
 紀見 紀見ヶ丘一丁目～紀見ヶ丘三
 慶賀野 恋野 光陽台一丁目 光陽
 丁目 古佐田 古佐田一丁目～古佐田
 目 神野々 胡麻生 境原 さつき台
 目 さつき台二丁目 清水 菖蒲谷
 さぎ台 城山台一丁目～城山台四丁目
 須河 隅田町芋生 隅田町上兵庫
 町河瀬 隅田町霜草 隅田町下兵庫
 町垂井 隅田町中下 隅田町中島 隅
 平野 隅田町真土 隅田町山内 只野
 深 妻 妻一丁目～妻三丁目 出塔
 東家一丁目～東家六丁目 中道 西
 野 橋谷 橋本 橋本一丁目 橋本二
 柱本 原田 彦谷 細川 三石台一
 ～三石台四丁目 南馬場 南宿 みゆ
 御幸辻 向副 矢倉脇 山田 横座

に改め、「花園村」を削り、同表和歌山県妙寺警察署の項中

伊都郡のうち
 かつらぎ町 高野口町

を

橋本市(和歌山県橋本警察署の管轄区域を除く。)
 伊都郡のうち
 かつらぎ町

に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、本則の表和歌山県橋本警察署の項の改正規定中「花園村」を削る部分は、平成17年10月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第100号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項に次の1号を加える。

(7) 農業大学校

1人につき年額 115,200円

別表第1中第11項の3及び第12項を削り、第12項の2を第12項とし、第12項の3を削り、第13項から第

17項までを次のように改める。

13から17まで 削除

別表第1第20項及び第21項を次のように改める。

20及び21 削除

別表第1第28項から第31項までを次のように改める。

28から31まで 削除

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の別表第1第1項の規定は、平成18年度以降に入学した者から適用するものとし、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
-